

3. 品種の特性説明

作物別に特性調査要領で定まる特性格別調査基準および方法により品種の特性表(42ページ参照)と品種特性記述書(43ページ参照)を申告書に添付する。

▶ 作物別特性調査要領検索方法

国立種子院ホームページ(www.seed.go.kr) ⇒ 左側下段“今月の新品種現況”表内 ⇒ “特性調査要領”ボタンクリック ⇒ 該当作物名検索

▶ 作物別特性調査要領がない場合

1) 野菜

- 形態的特性：種子、葉、果実など部位別に形態的特性を記述
- 栽培的特性およびその他：品種栽培時参考になる事項などを記述

2) 花き

- 草花類：草丈、葉の形態、葉の大きさ、開花の早晩性、花の形態、花の大きさ、花の色、その他(異なる品種と区別される特異な特性)
- 宿根類：草丈、葉の形態、葉の大きさ、開花の早晩性、花の形態、花の大きさ、花の色、耐寒性、その他(異なる品種と区別される特異な特性)
- 球根類：草丈、葉の形態、葉の大きさ、開花の早晩性、花の形態、花の大きさ、花の色、球根の形態、球根の大きさ、その他(異なる品種と区別される特異な特性)
- 花木類：樹形、樹高、葉の形態、葉の大きさ、開花の早晩性、花の形態、花の大きさ、花の色、枝の形態、その他(品種の特異な特性)
- ラン類
 - － 葉芸品：草形、成長習性、葉の形態、葉の模様(柄)、開花期、花の形態、花の大きさ、花の色、その他(品種の特異な特性)
 - － 花芸品：草形、成長習性、葉の形態、葉の大きさ、開花期、花の形態、花の香り、花の色、その他(品種の特異な特性)
- 観葉類(1年生木本)：草丈または樹高、成長習性、葉の形態、葉の模様(柄)、葉の色、果実の熟期、果実の色、その他(品種の特異な特性)
- サボテンおよび多肉植物：草丈、葉の形態、成長習性、開花の早晩性、花の形態、花の大きさ、花の色、その他(品種の特異な特性)

4. 種子業の登録

種子業をしようとする者は基準施設(別添3参照)を備え、種子管理士を1名以上置き、登録申請書を種子業の主な生産施設の所在地を管轄する特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守または区庁長に提出し、発給を受けなければならない。

○ 種子管理士保有作物

- 食用作物：稲・大麦・大豆・トウモロコシ・バレイショ
- 果 樹：リンゴ・梨・桃・葡萄・甘柿・スモモ・梅・キウイフルーツ・カンキツ
- 野 菜 類：大根・白菜・キャベツ・唐辛子・トマト・キュウリ・マクワウリ・
スイカ・カボチャ・ネギ・玉ネギ・ニンジン・サンチュ・ホウレンソウ
- キノコ類：マッシュルーム・ヒラタケ・ナラタケ・レイシ・ブナシメジ・マイタ
ケ・キクラゲ・エノキタケ・ブクリョウ・ヤナギマツタケ・シイタケ

5. 写真の提出規格

- 写真の大きさ：4" × 5 " の大きさで、実物を識別できるもの。
- 写真の色彩：原色で鮮明度が確実であるようにする。
- 撮影部位および方法
 - 食用作物：収穫期圃場の全景、穂の特性、種実特性が明瞭に分かる写真。
 - 野菜作物：生育最盛期(果菜類)または収穫期(葉根菜類)の生育状態、食用部位の側面、上面、横断面または従断面が明瞭に分かる写真。
 - 果樹作物：果実成熟期の母樹(3株以上)全景と果実の側面、上面、下面、横断面または従断面が明瞭に分かる写真。ただし、葡萄など果実の大きさが小さい場合には果房の側面のみでもよい。
 - 花き作物：開花期の圃場全景および花の側面と上面が明瞭に分かる写真。
 - 特用作物：他作物に準じる。
 - 飼料および緑肥作物：収穫期圃場の全景、穂の特性が明瞭にわかる写真。
 - キノコ作物：キノコが最も多く生育している場面、収穫直前のキノコの横断面、または従断面が明瞭にわかる写真。
- 提出方法

写真はA4用紙に貼って下段にそれぞれの写真について品種名称、撮影部位、縮尺と撮影日時を記録する。
- 提出枚数：各 1 枚

6. 提出種子試料

品種の種子を生産または輸入して販売しようとする時には当該品種の種子試料を添付して申告しなければならない。(48ページ参照)

ただし、栄養繁殖作物の場合には種子試料は申告人が自ら保管し、提出期日 that 示された後に提出する旨の確約書を添付しなければならない(別添 4 参照)。

7. 輸入適応性試験

農林畜産食品部長官が定めて告示する作物(別添5参照)の種子として国内で初めて輸入される品種の種子を販売したり普及するために輸入しようとする者は、その品種の種子について農林畜産食品部長官が実施する輸入適応試験を受けなければならない。また、当該品種を品種生産・輸入販売する時には実施機関の長が発行した輸入適応性試験確認書を添付しなければならない。

輸入適応性試験関連法規

・種子管理要綱第24条(輸入適応性試験の申請)

輸入適応性試験を受けるようとする者は次の各号の農林水産業関連法人または団体の長にて申請しなければならない(別添6参照)。

1. キノコ：韓国種菌生産協会
2. 薬用作物：韓国生薬協会
3. 牧草・飼料および緑肥作物：農業協同組合法による農業協同組合中央会
4. 食用作物：農村振興法による農業技術実用化財団
5. 第1号から第4号まで外の作物(ただし、緑肥用ライ麦は除外する)：韓国種子協会

8. 申告手数料

品種当り3万ウォン(電子申告時品種当り2万ウォン)。ただし、種子で増殖する1年生花き類の場合には25品種単位当り1件として処理する。

- 電子申告時システム利用電子納付
- 無通帳入金：農協132-01-327381(預金主：国立種子院)
- 現金納付：国立種子院申告書受付窓口の収入金出納公務員にて納付

III. 流通種子の品質表示

種子を販売したり普及する場合、種子の容器や包装に品質表示をしなければならない。
しかし、品種目録などの登載対象作物である稲、大麦、大豆、トウモロコシ、バレイショ
は、保証表示(別添7)をしなければならない。

品質表示関連法規

1) 種子産業法第43条(流通種子の品質表示)

国家保証対象ではない種子や保証を受けない種子を販売したり普及しようとする者は
次の各号の事項を全て種子の容器や包装に表示(以下“品質表示”とする)しなければな
らない。

1. 種子の生産年度または包装年月
2. 種子の発芽保証時限
3. 第37条第1項および第38条による登録および申告に関する事項などその他共同部令
にて定める事項

2) 種子産業法施行規則第34条(流通種子の品質表示)

法第43条第3号で“共同部令で定める事項”とは次の各号の事項を言う。

1. 品種の名称
2. 種子の発芽率(キノコ種菌の場合には種菌接種日)
3. 種子の包装当り重さまたは種の粒個数
4. 輸入年月および輸入者名(輸入種子の場合のみ該当し、国内で育成された品種の種
子を海外にて採取して輸入する場合は除外)
5. 栽培時特に注意する事項
6. 種子業登録番号(種子業者の場合のみ該当する)
7. 品種保護出願公開番号(「植物新品種保護法」第37条により出願公開された品種の場
合のみ該当する)または品種保護登録番号(「植物新品種保護法」第2条第6号による
保護品種として品種保護権の存続期間が残っている場合のみ該当する)
8. 品種生産・輸入販売申告番号(法第38条第1項による生産・輸入販売申告品種の場合
のみ該当する)
9. 規格苗表示(苗木の場合のみ該当し、規格苗の規格基準および表示方法は農林畜産
食品部長官が定めて告示する)
10. 遺伝子組換え品種表示(遺伝子組換え品種の場合のみ該当し、表示方法は「遺伝子組
換え生物の国境を越える移動等に関する法律施行令」第24条による)

IV. 品種生産・輸入販売申告取消

品種生産・輸入販売申告を虚偽にしたり詐偽の方法で申告した場合または収益性悪化などで生産を中断するため品種生産・輸入販売申告者が自ずから取り消す場合、取消し申請することができる(別添8参照)。

品質生産・輸入販売申告取消関連法規

- ・種子管理要綱第23条(品種生産・輸入販売申告誠実申告義務)

- ① 品種生産・輸入販売申告を虚偽にしたり詐偽の方法で申告した事実が確認された場合「種子産業法」第38条第1項に違反して申告しないことにする。
- ② 第1項の事由または収益性悪化などで生産を中断するために品種生産・輸入販売申告者が自ずから取り消す場合、別紙第14号書式により品種生産・輸入販売申告取消申請書を国立種子院長・国立水産科学院長または山林庁長(国立山林品種管理センター長)に提出し、申請することができる。
- ③ 第2項の規定により品種生産・輸入販売申告取消申請を受けた国立種子院長・国立水産科学院長または山林庁長(国立山林品種管理センター長)は特別な事由がない場合取り消ししなければならない。